

前 金	部分払い
有	—

令 和 3 年 度
水 安 水 施 第 2-2 号

安濃中央浄水場浄水池水位計取替修繕

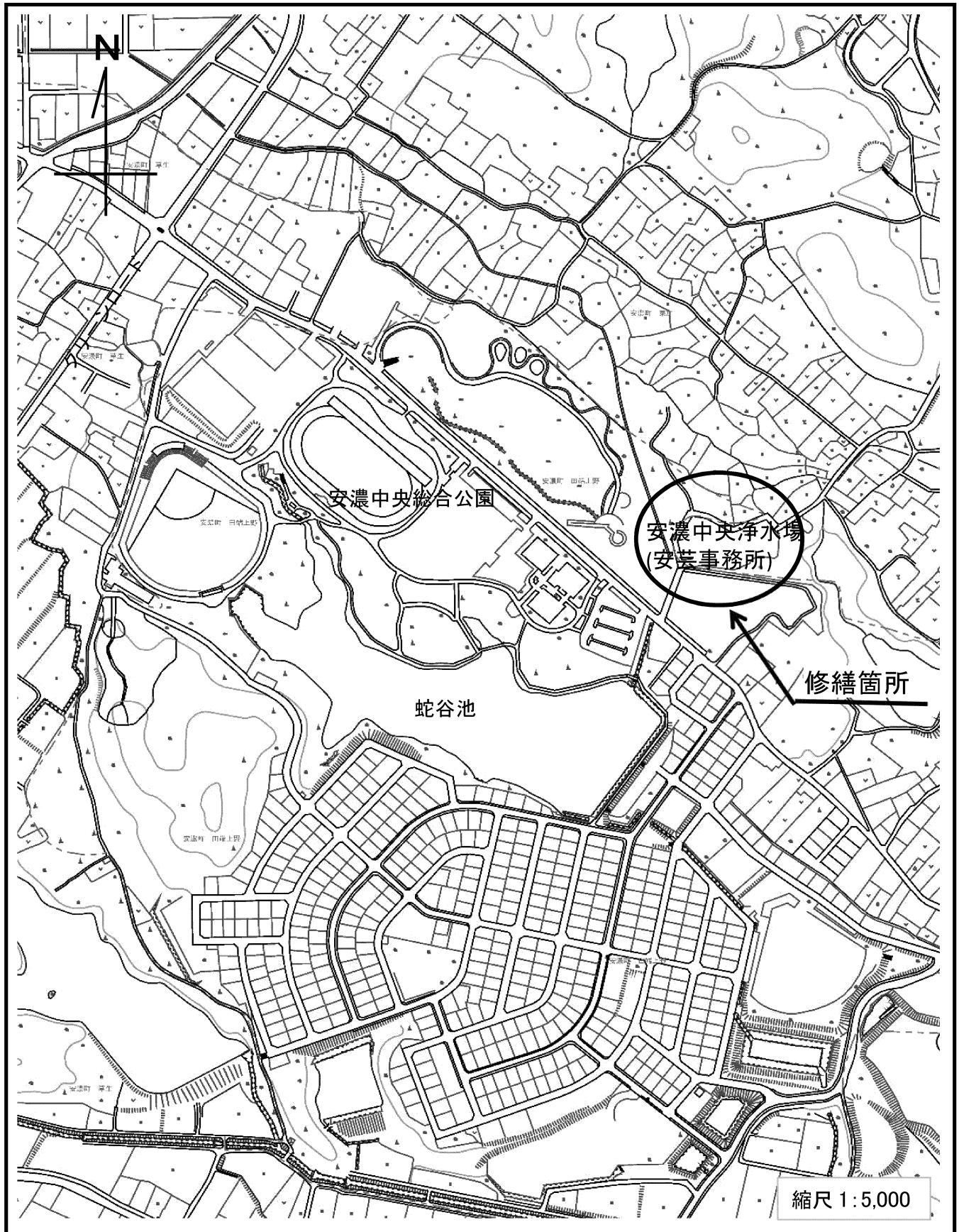
工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局 安芸事務所

令和3年度	水安水施第2-2号	修 繕 設 計 書		
施工場所	津市安濃町栗加地内	上下水道事業管理者		
修 繕 名	安濃中央浄水場浄水池水位計取替修繕	上下水道事業局長		
設 計 額	¥ (内消費税相当額¥)	上下水道事業局次長		
工 期	令和3年10月15日限り	水道施設課長		
支出科目	款 水道事業費用	検 算 者		
	項 営業費用	担当主幹		
	目 原水及び浄水費	担当副主幹		
修 繕 の 大 要				
投込式水位計 測定範囲 0~4 m 信号出力 DC4~20mA 1台				

位 置 図

令和3年度水安水施第2-2号
安濃中央浄水場浄水池水位計取替修繕



費　目	工　種	種　別	細　別	数量	単位	単　価	金　額	摘要
本修繕費							—	
	機器費			1	式	—		1号明細表のとおり
	計 (機器費)							
		直　接 修繕費					—	
		材料費		1	式	—		2号明細表のとおり
		労務費		1	式	—		3号明細表のとおり
		直接経費		1	式	—		
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費					—	
		共通仮設費		1	式	—		
		現場管理費		1	式	—		
		据付間接費 (技術者)		1	式	—		
		据付間接費 (機器)		1	式	—		
		計 (間接修繕費)						
	計 (据付修繕原価)							
	計 (修繕原価)							

1 号 明 級 表

2 号 明 級 表

3 号 明 級 表

令和3年度水安水施第2-2号
安濃中央浄水場浄水池水位計取替修繕

仕様書

津市上下水道事業局 安芸事務所

第1章 一般事項

1. 適用範囲

この仕様書は、津市上下水道事業局 の発注する次の修繕に適用する。

- 1) 修繕名 令和3年度水安水施第2-2号 安濃中央浄水場浄水池水位計取替修繕
- 2) 修繕場所 津市安濃町栗加地内

2. 仕様書の優先順位

仕様書の優先順位は次のとおりとする。 なお、本仕様書並びに他の設計図書に記載のない事項については、監督職員の指示による。

- 1) 本仕様書
- 2) その他公的仕様書

3. 関係法令等の遵守

- 1) 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規正法、労働基準法等その他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、修繕の円滑な進捗を図らなければならない。
- 2) 修繕中、受注者の不注意またはそれに類する原因により、作業員が負傷した場合、その責任は受注者が負うものとする。

4. 適用法令

本修繕は、設計図書に記載されていない事項及び打合せによるものを除いては、次の規格・規定・基準によるものとする。

- 1) 建設業法
- 2) 水道法
- 3) 消防法
- 4) 計量法
- 5) 労働基準法
- 6) 労働安全衛生法
- 7) 建築基準法
- 8) 三重県公共工事共通仕様書
- 9) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- 10) 電気事業法
- 11) 電気用品取締法
- 12) 内線規程
- 13) 日本電気協会内線規定

- 14) 電気規格調査会規格 (J E C)
- 15) 日本電気工業会標準規格 (J E M)
- 16) 日本電線工業会標準規格 (J C S)
- 17) 日本蓄電池工業会規格 (S B A)
- 18) 日本照明器具工業会規格 (J I L)
- 19) 電気設備に関する技術基準を定める法令
- 20) 日本工業規格 (J I S)
- 21) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書 (J WWA)
- 22) 日本下水道事業団発行（電気・機械）設備工事一般仕様書及び標準図
- 23) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房営繕部）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房営繕部）による。
- 24) その他関係法令、条例、規格等

5. 承諾図書

契約後、受注者は速やかに本市監督員との打ち合わせ及び現場確認を行い、機器の製作及び修繕の施工に必要な図面を作成して、本市監督員の承諾を受けたのちに着手すること。

6. 写真管理

1) 写真の分類

(1) 修繕完成写真帳

修繕の主要部を同位置から着手前・施工中・完成の3種類を撮影したもの。

(2) 修繕施工写真

- ① 機器製作写真
- ② 現場施工写真
- ③ 材料検収写真
- ④ 品質管理写真
- ⑤ 出来形管理写真

(3) 工場検査写真

(4) 安全管理写真

2) 写真の撮影基準

(1) 提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。 又、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準（案）」に基づいて行うものとする。

(2) 写真には、下記の項目を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。

- ① 修繕名
- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名

- ④ 施工内容 (工種・機材名、寸法、使用機械の能力等)
- ⑤ 受注者名

7. 提出書類

下記の書類を提出するものとする。書類サイズは A4 とする。

1) 修繕着手時に提出するもの (契約日から 7 日以内)

- (1) 修繕着手届 1 部
- (2) 工程表 1 部
- (3) 現場代理人及び主任 (監理) 技術者選任届 1 部
- (4) 工事カルテ受領書の写し (必要な場合) 1 部
- (5) 環境管理に係る配慮事項確認書 (750万円以上) 1 部
- (6) 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく計画書、実施書等 (500万円以上) 1 部

2) 工期内の適時に提出するもの

- (1) 打ち合わせ議事録 (修繕打合簿) 2 部
- (2) 施工計画書 1 部
- (3) 施工体制台帳の写し (必要な場合) 1 部
- (4) 建設業退職金共済制度の掛金収納書 (必要な場合) 1 部
- (5) 部分下請負通知書 (必要な場合) 1 部
- (6) 承諾図書 3 部
- (7) 段階確認書 (隨時) 1 部
- (8) 機材確認調書 (材料確認調書) 1 部
- (9) 使用材料調書 1 部
- (10) 修繕履行状況報告書 (毎月末) (必要な場合) 1 部
- (11) 諸官庁届出書 (必要な場合) 必要部数
- (12) 修繕検査要求書 (必要な場合) 2 部
- (13) 社内検査成績表 2 部
- (14) 安全教育・研修・訓練報告書 2 部
- (15) 危険予知活動記録書 2 部
- (16) その他必要な書類

3) 竣工時に提出するもの

- (1) 完成報告書 2 部
- (2) 施工監理記録 1 部
- (3) 修繕写真帳 (電子媒体共) 1 部
- (4) 修繕完成写真帳 2 部
- (5) 完成図書 (電子媒体共) 3 部
- (6) その他必要な書類

8. 軽微な変更

軽微な変更については、本市の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に記載していないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

9. 機器等の保管

修繕完了までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。

なお、保管場所については、本市の監督員の指示によること。

10. 既設工作物の損傷

修繕において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

11. 環境配慮

津市は環境負荷の低減に努力しているので、修繕の施工にあたっては、この取り組みに従い環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

12. 排出ガス対策型建設機械の使用

本修繕において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型機械に代えて国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（三重県公共工事共通使用書 1-1-5 施工計画書（4）指定機械）の中で、（1）機種、（2）メーカー名、（3）型式、（4）台数等を記載するものとする。

13. 現場の管理

受注者は現地修繕開始とともに現場代理人及び主任技術者（監理技術者が必要な場合は監理技術者）を現地に常駐させ、修繕の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。

月に延べ4時間以上の安全講習を実施すること。又、常に整理・清掃を実施し、修繕完了に際しては、修繕場所の清掃を実施するものとする。

14. 衛生管理

修繕箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取

扱に注意すること。 なお、池内及びその上部では油脂類は使用しないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないように十分注意すること。

15. 交通誘導警備員の配置

受注者は、修繕期間中の安全管理のために必要に応じて交通誘導警備員を配置させ、安全対策について万全を期すること。

16. 設計変更

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)（一部改正：令和2年4月）を参考とする。

(津市HP「仕事・産業ー入札・契約ー工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)

17. 竣工

1) 保証

保証期間は完成検査合格後2年間とし、その間における受注者の責任に帰する不良箇所が発生した場合は、早急に無償で手直しし、または、新品に取り替えるものとする。

保証書は完成図書に綴じ込むものとする。

2) 予備品

施設等の維持に必要な予備品がある場合は必要量つけること。

18. 疑義

- 1) 本仕様及び添付図面等の内容について不明な点がある場合は、本市監督員の説明を受けること。
- 2) その他の疑義についても、すべて本市監督員の指示によるものとする。

第2章 特記仕様

第1節 修繕の概要

本修繕は、安濃中央浄水場浄水池のフロート式水位計を撤去し、新たに投込み式水位計を設置するものである。

1 配水池水位計取替

第2節 機器の仕様

1 以下の各部品等の取替を行う。施工にあたっては、十分に調査のうえ、仕様を満足するものとすること。

1) 投込式水位計	1台
(1)測定対象	水道水
(2)測定範囲	0～4 m
(3)出力信号	DC4～20mA
(4)電 源	DC24V
(5)配線方式	2線式
(6)精度定格	±0.2% (FS) 以内
(7)付 属 品	屋外形中継器(指示計付き) 1個 その他必要なもの 1式

第3節 修繕の留意事項

- 1 本修繕は、本施設の通常の施設運用を継続しながらの施工となるため、市の監督員と綿密な打ち合わせを行い、施設の運転に支障が無きよう留意するものとし、必要に応じて仮設処置を講じるものとする。
- 2 施工計画に基づき、作業の安全と確実性を図ること。
- 3 原則として、土、日曜日、祝日等は休工とする。
- 4 現場施工期間中においては周辺環境に配慮し、修繕場所に、修繕名、工期、発注者、受注者、連絡先等を記載した掲示を行うこと。
- 5 残材については、請負者において、法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に準じて行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明書に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計図書において疑義が生じた場合は監督員による。</p>
	施工計画	<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛け業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。</p>
	施工体制台帳	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。</p>
	工事測量	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。</p>
	施工	<p><input checked="" type="checkbox"/> 約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取扱いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。</p>
工程	関係機関協議	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要な都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。</p>
	官公庁への手続き等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物の対応について、各管理人と監督員の立会のもと、試掘調査を行ふものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立つて地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行ふものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもつて施工するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。</p>

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明書に対する質問解答書を含むものとする。

津市上下水道事業局
令和3年4月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p><input type="checkbox"/> 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。</p>
	民地の保全	<p><input checked="" type="checkbox"/> 官民若しくは民間の境界を示すもの（杭、鉄、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
安全対策	工事中の安全確保	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所において、通常路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 貨物搬出搬入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において処するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p>
	工種（	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工程（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工種（ ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工を行ふものとする。</p>
	現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。</p>
	工事中は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。</p>
	工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分な取り付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険箇所はその日のうちに補修を行うものとする。	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分な取り付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険箇所はその日のうちに補修を行うものとする。</p>
交通安全管理		<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差点道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進み得るか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事などとの明示する。
変更が生じた場合は、該当欄は、工事において制約を受ける事などとの明示する。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和3年4月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬にについては産業廃棄物収集運搬業者等と、廃分については産業廃棄物処分業者等と、それ各自別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めるものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数2部・用紙サイズ：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混和物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、碎石（新材）等※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
支払いに関する事項	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以内で、かつ該支出し予算の範囲内で前払いするものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などでの明示する。
変更が生じた場合は、該当欄は発行者と受注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和3年4月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、監理技術者、監理技術者指名、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所屬会社名及び社印の人った名札を着用させるものとする。</p> <p><名札の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 主任・監理技術者 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 印 </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p>
	部分使用	<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ </p>
	部分引渡し	<p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ </p>
	巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 当工事（修繕）は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。
	その他	<input type="checkbox"/>

（注）上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和3年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり □ 施工時間及び施工方法の制限あり	□ 調整項目（□ 資材等の流用 □ 施工順序の調整 □ その他（...）） □ 制限する工種名（...） □ 施工方法（...） □ 工期 □ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工事調整が必要あり □ その他（...）
用地関係	□ 地上被覆物件の未処理箇所があり □ 取扱ヤードの有無	□ 占用物件名（□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ その他（...）） □ 未処理箇所（□ 別系図等 □ 金和 □ 月額 □ 民有地 □ その他（...）） □ 仮設ヤード使用期間（...） □ 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） □ 使用条件・復旧方法（...） □ その他（...）
公害対策関係	□ 施工方法の制限あり	□ 制限項目（□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他（...）） □ 施工時間（...） □ 調査項目（□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家庭の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定） □ 調査方法（...） □ その他（...）
安全対策関係	□ 交通事故防止に関する調査あり □ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通事故防止装置の配置（□ 別系図等 □ その他（...）） □ 交通誘導警備員の配置（□ 別系図等 □ その他（...）） □ 交通誘導警備員の配置（□ 指定路線以外 □ 指定路線、概算人數による算出 □ 概算人數による算出 □ 交通誘導警備員Aに記載できない場合も変更の対象とする。） ① 交通誘導警備員Aの人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 A : 人 B : 人 （注：交通誘導警備員Aに記載できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に（配達人、料金等）を作成し、交通誘導警備員Aが配置できぬ場合は変更の対象とする。 受注者は、工事着手前に（配達人、料金等）を作成し、交通誘導警備員Aが配置できぬ場合は変更の対象とする。 （注：交通誘導警備員Aに記載できない場合も変更の対象とする。） ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 □ 稽上げによる算出 □ 配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できぬ場合は変更の対象とする。） □ 交通誘導警備員の配置期間（...） □ 交通誘導警備員の配置期間（...） □ 交通誘導警備員の配置の対象工種（...） □ 近接施設等に対する制限 □ 既存施設あり ▪ 近接公共施設（□ 鉄道 □ 電気 □ プロック壁 □ 水道 □ ガス □ 家屋 □ その他（...）） ▪ 既接施設（□ 損障（...）） ▪ 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと □ 工法制限あり ▪ 制限を受ける工種（...） ▪ 制限内容（...） □ 保安要員の配置（...） □ 保安要員の配置（...） （注：受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一环について、自らの責任において止め、工事を実施すること。 □ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定候選の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議をして適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 受注者は、「工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。） □ 事故情報の提出 □ その他の（...） □ 一般道路（輸入路）の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり
工事用道路関係	□ 事故情報の提出 □ その他の（...） □ 一般道路（輸入路）の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容（□ 別添図等 □ その他（...）） □ 使用中及び使用後の措置（□ 用地及び構造 □ 安全施設 □ その他（...）） □ その他（...）

(注) 上記託送義務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する旨の明示するものとする。
明示事項に変更が生じた場合は、別途協議又は別途協議によるものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けける事となるものと明示する。また、記入事項に変更が生じた場合は、改めて上記欄又は明示欄に変更を記入して下さい。併し、前回記入した事項を除く場合は、記入欄又は明示欄に記入して下さい。併し、前回記入した事項を除く場合は、記入欄又は明示欄に記入して下さい。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

(注) 上記受託業務事項、条件及び内容の印レ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、当該欄に印を捺すときには、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。但し、受託事項に契約書が生じた場合は、契約書等が発行するときは、委託者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	新規コロナウイルス感染症の大防歟措置等に関する特記
新型コロナウイルス感染症の大防歟措置等	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の大防歟措置等	<p>①新規コロナウイルス感染症の大防歟措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <p>1 工事の円滑な施工と感染予防の対応を徹底すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場面といふ3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場合は、感染を防ぐするリスクが最も高いとされる。したがって、③密接場所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰めの所等は、感染リスクが最も高いとされる。そのため、元請事業者等の方多くが開設する飲食店など、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の実行など、二つの密の回避や影響を緩和するための対応に万全を期す。</p> <p>3 本工事等の関係者が、特定警戒部道府県から作業等に従事する必要がある場合は、受注者は、受注者にて協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。</p> <p>4 感染拡大防止策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行すること。</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症の大防歟のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合は、監督員と協議を行うこと。</p> <p>6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本事務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、津市工事請負契約約款第1.9条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象となるものとする。</p>
ワンデーレスボンスの実施	<input type="checkbox"/> ワンデーレスボンスの実施	<p>1 この工事は、ワンデーレスボンス実施対象工事である。</p> <p>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の間隔把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督員と協議をおこなうこと。</p> <p>3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 計画図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び工事と実施工を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>
その他	<input type="checkbox"/> その他	□ その他（ ）

(注)上記受託業務事項、条件及び内容の印押当該欄へ、作業に当たつて調制約を受ける事となる旨を明示する。但し、別途協議し適切な措置を講ずるものとする。